

笠間市無電柱化推進計画 【概要版】

■ 計画の概要

平成 28 年に災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する法律（以下、無電柱化法。国土交通省）が定められた。

本計画は、無電柱化法第 8 条 2 項に基づき、笠間市が実施する無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定め、無電柱化を推進するものである。

なお、本市において無電柱化事業（電線地中化）は重要事務事業に位置づけられている。

1. 無電柱化の目的（本編 P.2）

（1）防災機能の強化



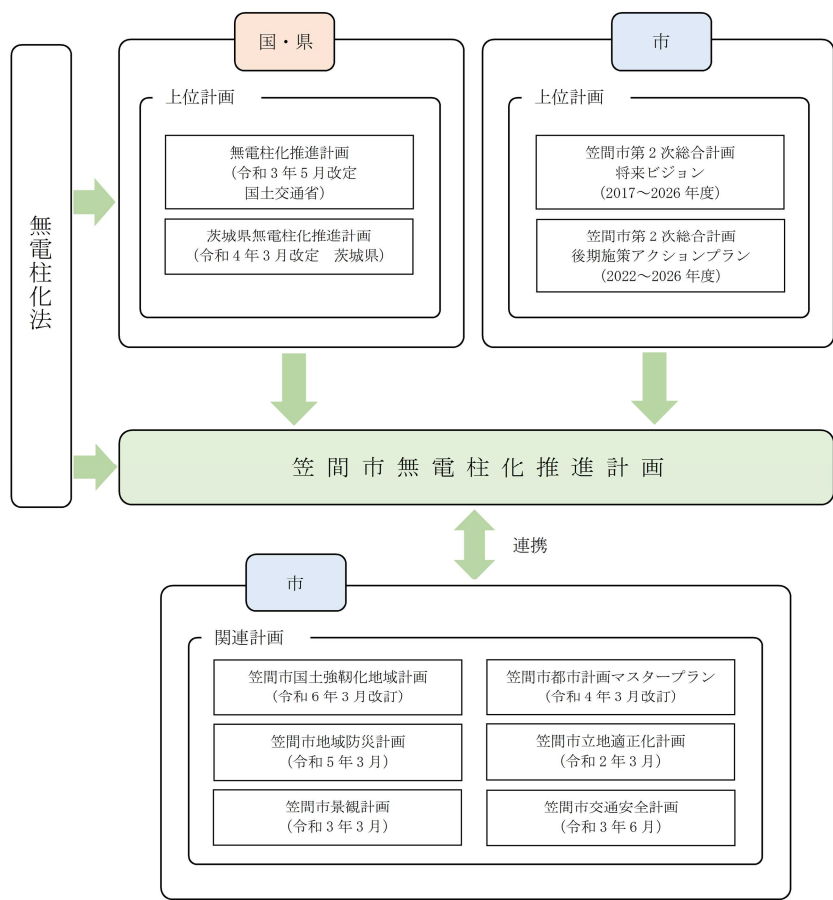
（2）歩行空間の確保



（3）景観の創出



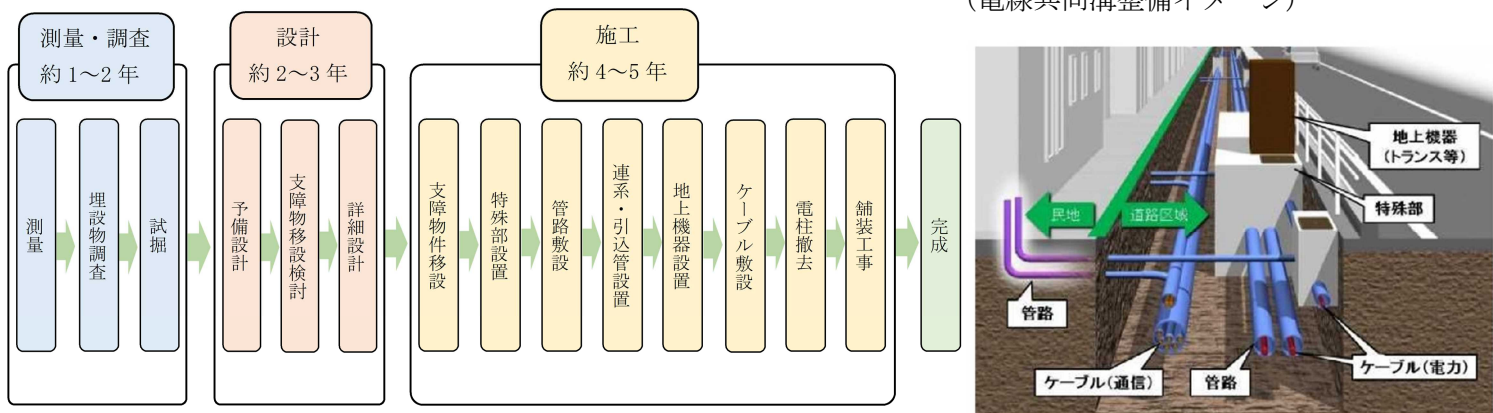
2. 計画の位置づけ（本編 P.4）



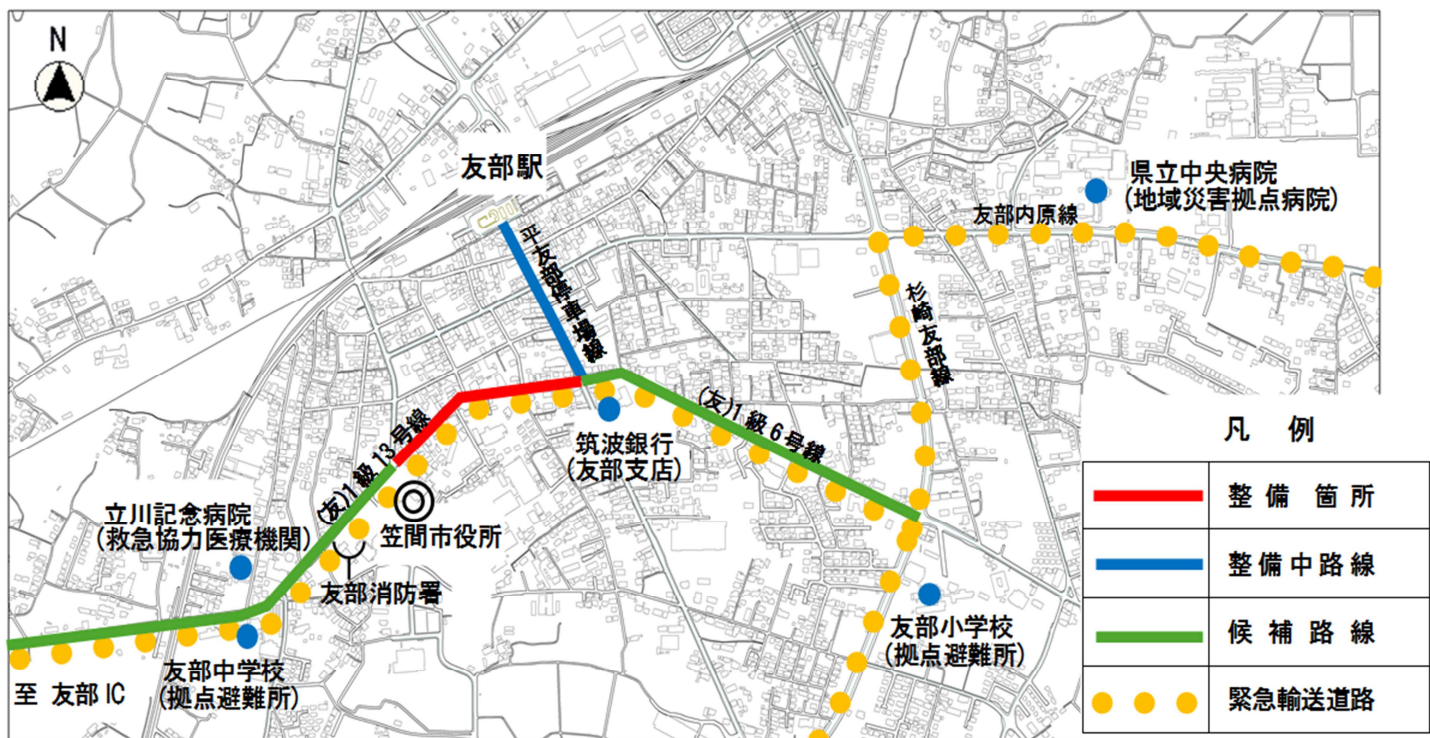
3. 基本的な方針（本編 P.5）

- 市内における無電柱化の現状
令和 5 年度末現在、
国道 50 号（0.75km）
県道平友部停車場線（0.32km）
- 対象道路
対象道路は、防災対策・バリアフリー化・
国、県事業連携・DID 地区等の基準から選定。
〔優先路線〕
市道（友）1 級 13 号線（L=0.4km）
（笠間市役所～筑波銀行友部支店）
- 目標
市道（友）1 級 13 号線の 0.4km を整備
する。
- 計画期間
令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間
とする。

4. 無電柱化推進のための施策（本編 P.6）



■ 対象箇所位置図（本編 P.12）



※〔優先路線〕市道（友）1 級 13 号線（笠間市役所から筑波銀行友部支店まで）（L=0.4km）